企画提案募集要領(公募型プロポーザル)

鈴鹿市上下水道局

1　業務の概要

（1）業務名

鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務

（2）業務目的

本業務は、本市が令和６年度及び令和７年度に実施した 「鈴鹿市公共下水道施設ウォーターPPP 導入可能性調査」の結果を踏まえ、官民連携方式（下水道施設の管理・更新一体マネジメント方式〔レベル 3.5〕更新支援型）の導入を目指すため、業務の範囲やサービスの水準等を明確化した鈴鹿市下水道事業における水の官民連携の実施方針を策定するとともに、事業者選定及び契約締結等に係る支援を行うことを目的とする。

（3）契約期間

契約締結日から令和 11 年３月 10 日まで

（4）業務内容

ア　事業スキームの詳細検討

イ　事業説明資料の作成

ウ　実施方針の策定

エ　募集書類等の作成

オ　事業者選定、契約締結等に係る支援

（5）契約上限額

89,980,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（6）業務所管課

〒510-0253 鈴鹿市寺家町１１７０番地 上下水道局庁舎１階

鈴鹿市上下水道局 下水道工務課 維持管理グループ

電話 ：059-368-1694　FAX ：059-368-1665

E-mail：gesuidokomu@city.suzuka.lg.jp

2　質問及び回答

企画提案書等に関する質問及び回答は、次のとおり行う。

（1） 質問書の提出期間

令和８年 11 月９日(月)から 11 月 13 日(金)17 時まで

（2） 提出方法

質問書（様式第１号）を業務所管課に電子メールで送信し、送信後、電話連絡すること。なお、電子メール以外による質問の受付は行わない。

（３） 回答方法

令和８年 11 月 17 日(火)までに鈴鹿市上下水道局のウェブサイトで公表する。

３　参加申込書に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

（１）参加申込書の作成様式及び提出部数

ア 作成様式

（ア）参加申込書（様式第２号）

（イ）参加資格要件の確認書（様式第３号）

（ウ）業務実績（様式第４号）

（エ）業務実施体制（様式第５号）

（オ）会社及び配置技術者の業務実績を証明するもの

（契約書の写し、テクリス登録情報等）

（カ）配置技術者の雇用関係、資格要件等を証明するもの

イ　提出部数

正１部、副１部（別途 PDF 形式の電子データも提出すること）

（２）提出期限、場所及び方法

ア　提出期限

令和８年 11 月 20 日(金)１７時まで

受付時間は午前９時から午後５時（鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第１項に規定する週休日及び第９条第１項に規定する休日（以下「休日」という）を除く。）

イ　提出場所

上下水道局 下水道工務課 維持管理グループ

ウ　提出方法

持参又は郵送(電子データについては CD 等の媒体に保存して提出すること)

郵送の場合は、事前に下水道工務課まで連絡した上で「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により送付すること。期限までに必着とし、期限日を過ぎた場合は不参加扱いとする。

（３）参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格要件のいずれも満たさなければならない。

ア　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

イ　令和８年度鈴鹿市入札参加資格者名簿（建設コンサル：下水道部門）に登録されていること。

ウ　参加表明書の提出時点で、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。

オ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

カ　鈴鹿市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年鈴鹿市条例第６７号）第２条第１号から第３号の規定による暴力団及び暴力団員等が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

キ　令和５年４月１日から参加申込書の提出期限日までに、国又は地方公共団体の発注に係る下水道施設の管理・更新一体マネジメント方式〔レベル 3.5〕又は公共施設等運営事業方式〔レベル４〕の事業者選定支援業務若しくは導入可能性調査業務を元請けとして完了した業務実績を有すること。

（４）配置技術者の資格要件

ア　本業務における管理技術者、照査技術者及び主な担当技術者（業務を実施する担当者）は、見積合わせ日以前に３ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ　管理技術者及び照査技術者は、技術士法による技術士（総合技術監理部門-上下水道部門-下水道又は上下水道部門-下水道）の資格を有する者であること。

４　企画提案者の選定に関する事項

（１）企画提案者の選定に関する事項

鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務受託候補者選定審査委員会（以下「委員会」という）は、鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務受託候補者選定実施要領（以下「実施要領」という）第４条に基づき、前記３（３）に定める参加申込の資格要件について審査を実施し、企画提案者を選定する。ただし、前項３（３）ウについては、参加資格審査結果通知日の時点においても資格停止措置を受けていないこととする。

（２）提案依頼に関する事項

選定された企画提案者に対しては、参加資格を有すると認められた旨を通知するとともに企画提案書の提出を要請する。

（３）非選定理由に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、企画提案者として選定されなかった者に対しては、参加資格を有しないと認めた理由を書面により通知する。

5　企画提案書の作成に関する事項

企画提案者として選定された者は、以下のとおり企画提案を行う。

（1）企画提案書の作成様式及び提出部数

ア　作成様式

次の書類をフラットファイルに綴じて提出すること。

（ア）企画提案書提出届（様式第６号）

（イ）業務ごとの提案書（様式第７～11 号）

（ウ）工程計画に関する提案

（エ）業務費用に関する提案見積書

イ　提出部数

正１部、副１部（別途 PDF 形式の電子データも提出すること。）

（2）記載上の留意事項

ア　企画提案書に記載する数値は直近のものとし、いつ時点の数値であるか明確にすること。

イ　企画提案書は、ロゴマークの使用を含めて会社名が分かるような記述をしないこと。

ウ　文字サイズは、11 ポイント以上とし、縮小印刷しないようにすること。

（3）参考資料の貸与

ア　貸与資格者

企画提案者として選定された者

イ　貸与資料

鈴鹿市公共下水道施設ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務委託の報告資料(一部抜粋)

ウ　貸与方法

選定通知兼提案依頼書の送付後、電子メール等にて送付する。

エ　貸与資料の取り扱い

本市が貸与する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

（4）企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア　提出期限

令和８年 11 月 30 日（月）から令和８年 12 月 16 日（水）まで

受付時間は午前９時から午後５時（鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第１項に規定する週休日及び第９条第１項に規定する休日（以下「休日」という）を除く。）

イ　提出場所

宛先　〒510-0253　鈴鹿市寺家町 1170 番地

鈴鹿市上下水道局　下水道工務課　維持管理グループ（本館１階）

ウ　提出方法

持参又は郵送(電子データについては CD 等の媒体に保存して提出すること)

郵送の場合は、事前に下水道工務課まで連絡した上で「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により送付すること。期限までに必着とし、期限日を過ぎた場合は不参加扱いとする。

なお、企画提案を辞退する場合は、企画提案辞退届（様式第 16 号）を提出すること。

6　企画提案書の審査

（１）委員会は企画提案書の審査に先だちヒアリングを実施する。

（２）企画提案書を採用するための評価基準及び配点

鈴鹿市下水道事業における水の官民連携発注支援業務企画提案選定評価基準による。

（３）企画提案書の特定に関する事項

実施要領第５条に基づき、委員会の審査を経て採用する企画提案書を特定する。

採用された企画提案書の提出者（以下「受託候補者」という。）に対しては、受託候補者として決定した旨を書面により通知する。

（４）企画提案書の不採用に関する事項

提出した企画提案書が採用されなかった者に対しては、受託候補者として選定されなかった旨を書面により通知する。

7　受託候補者に関する事項

業務所管課と受託候補者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。業務所管課は、業務仕様内容が決定し、契約書類等が整った段階で、受託候補者と契約を締結する。

8　本提案募集要領についての問い合わせ先

宛先	鈴鹿市上下水道局　下水道工務課　維持管理グループ
メールアドレス	gesuidokomu@city.suzuka.lg.jp
電話番号	059-368-1694

9　その他の留意事項

（１）企画提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。

（２）参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、参加申込者及び企画提案者の負担とする。
（３）参加申込書及び企画提案書に不正または虚偽があった場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
（４）提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
（５）提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は、提出者に無断で使用しない。
（６）業務実施体制（様式第５号）で受注時の配置見込みを「確定」とした配置予定業務従事者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。受注時の配置見込みを「未定」として複数名分申請し、受注後にその中から１名以上を配置する場合でも同様とする。やむを得ず変更する場合には、同等以上の技術者を配置し、本市の承諾を得ること。
（７）選定経過の透明性の確保上、必要な範囲で参加者ごとの評価結果を事後公表することがある。
（８）本業務の受託者（協力企業及び資本・人事面等において関連を持つと認められる者を含む）は、鈴鹿市下水道施設水の官民連携の事業者選定において、応募企業、企業体の構成員として参加できない。

１０　公募型プロポーザル実施スケジュール

令和８年度

日程	内容
11 月 9 日（月）	公告
11 月 13 日（金）	質問受付期限
11 月 17 日（火）	質問回答
11 月 20 日（金）	参加申請期限
11 月 27 日（金）	審査結果、企画提案書提出依頼書の通知
12 月 16 日（水）	企画提案書の受付期限
12 月 21 日（月）	ヒアリング及び事業者選定委員会による審査
12 月 23 日（水）	審査結果の通知
1 月下旬	契約締結

１１　鈴鹿市下水道事業における水の官民連携事業全体スケジュール

別紙１参照

（別紙１）

鈴鹿市下水道事業における水の官民連携の事業開始に向けた概略スケジュール

対応項目	令和8年度												令和9年度												令和10年度												令和11年度						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
公募準備																																											
・実施方針の作成										←					→																												
・実施方針の公表											5ヶ月																																
・質問回答															←			→																									
・予算化															3ヶ月																												
・公募資料（募集要項、要求水準書）の作成																																											
・公募資料の修正																																											
公募																																											
・公告（提案型）																																											
・提案書提出																																											
・事業者の選定（プレゼン・二次審査）																																											
・契約内容確認・契約締結																																											
事業開始前準備																																											
・書面引継ぎ																																											
・実施引継ぎ																																											
事業開始（令和11年4月1日から）																																											